

宇宙政策委員会の今後の検討体制について

平成25年2月26日

(改訂：平成26年3月6日)

(改訂：平成26年6月26日)

1. 趣旨

新たな宇宙基本計画が平成25年1月25日に宇宙開発戦略本部において決定されたことに伴い、本計画の中で今後の調査検討が求められている事項について、宇宙政策委員会として対応すべく以下の4つの部会を設置する。

- 基本政策部会
- 宇宙輸送システム部会
- 宇宙科学・探査部会
- 宇宙産業部会

宇宙政策委員会は、上記4つの部会の調査検討状況につき逐次報告を受けることとする。また、同本部における総理指示事項等を踏まえ、内閣府の司令塔機能を一層強化し、宇宙基本計画の効率的かつ効果的な実施に向けて、予算の重点化など最適な資源配分を行うための在り方について検討を行うとともに、宇宙政策委員会は、主要事業の事前・中間・事後の評価、宇宙開発利用に関する戦略的予算配分方針の策定及びその実効性の強化等を行うことにより、適切に宇宙基本計画をフォローアップする。

2. 体制図



(参考)

○宇宙政策委員会令（平成二十四年政令第百八十六号）（抄）

（部会）

第五条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。